

自治体における違法な廃棄物回収業者・ ヤード業者の指導状況について

平成28年1月26日

環 境 省

廃棄物該当性の判断基準について

○廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の実態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

通知の主な内容

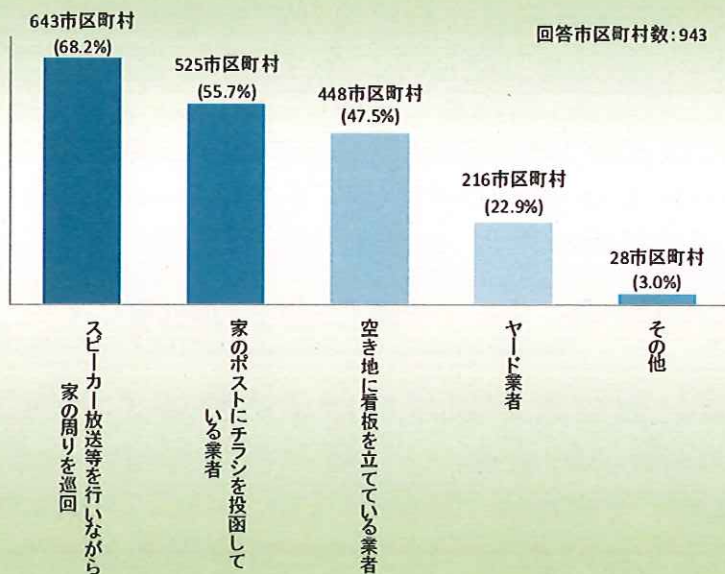
- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には・・・(中略)・・・一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
 - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
 - (2)・・・(前略)・・・収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等(平成26年度)

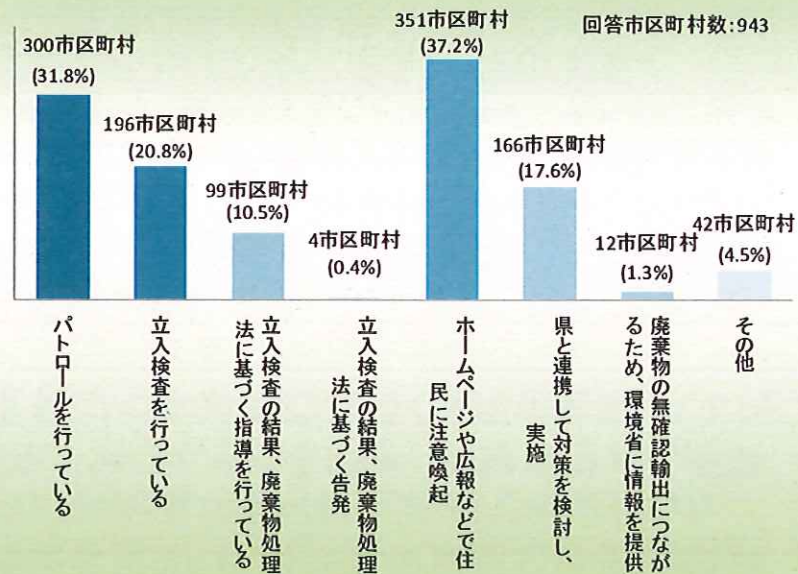
- 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者が存在すると回答した市区町村に対して、当該業者の形態を調査したところ、下表のとおりであった。
- 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者が存在すると回答した943の市区町村に対して、当該業者対策を調査したところ、「ホームページや広報などで住民に注意喚起」が37%(351市区町村)、「パトロールを行っている」が32%(300市区町村)「立入検査を行っている」が21%(196市区町村)の順に多かった。

主な調査結果

・無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者の形態



・無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策



※ヤード業者: 廃棄物回収業者等から廃家電等を引き取り、破碎、解体、積替、保管、コンテナ詰め等を、廃棄物処理法上の適切な許可無し又は同法で定める処理基準に従わず作業等を行う業者

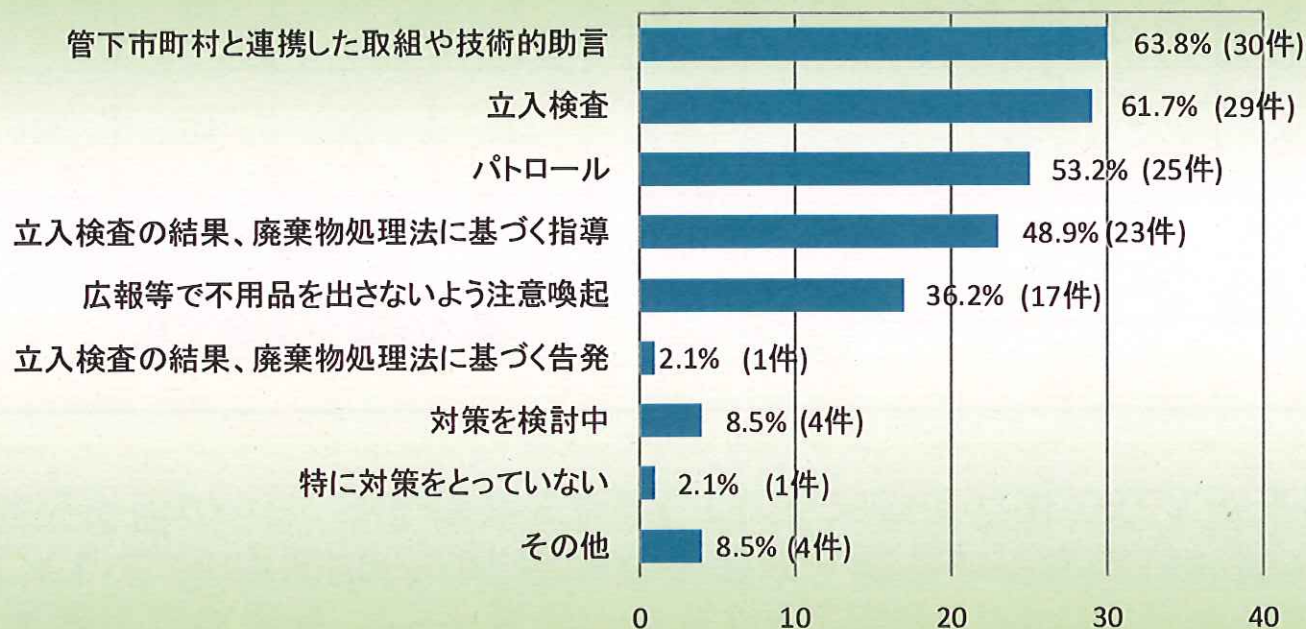
※その他の例: ポスターやチラシによる注意喚起、電話による指導等

都道府県における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策(平成26年度)

○都道府県における無許可の廃棄物回収業者対策について調査したところ、「管下市町村と連携した取組や技術的助言を行っている」が64%(30都道府県)、「立入検査を行っている」が62%(29都道府県)、「パトロールを行っている」が53%(25都道府県)の順に多かった。

主な調査結果

・無許可の廃棄物回収業者又はヤード業者に対する対策



※その他の例: 警察との連携、実態調査の実施等

市区町村及び都道府県における 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者の指導実績(平成26年度)

○無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者が存在すると回答した943市区町村のうち、立入検査を実施している196市区町村の平成26年度の立入検査の件数は1047件であった。
○また、47都道府県のうち、立入検査を実施している29都道府県の立入検査件数は835件であった。

立入検査件数の内訳

・市区町村における立入検査実績

立入検査 件数	1件	2件	3件	4件	5件	6～10 件	11～50 件	51～100 件	101件 以上	集計なし
市区町村数	46	36	15	10	8	11	15	1	2	52

・都道府県における立入検査実績

立入検査 件数	1件	2件	3件	4件	5件	6～10 件	11～50 件	51～100 件	101件 以上	集計なし
都道府県数	1	0	1	2	1	1	14	2	2	5

自治体における無許可の 廃棄物回収業者・ヤード業者対策の優良事例

市民への注意喚起・通報の呼びかけ

取組自治体：仙台市、A市、相模原市、岐阜市、福岡市

- 各自治体、全戸配布している広報誌や、自治体のホームページを通じ、無許可の廃棄物回収業者を利用しないよう市民に注意喚起をしている。もともとある市の広報誌を活用することで、特別な費用は発生させずに周知が可能となっている。また、無許可の廃棄物回収業者に関する情報提供を呼びかけている。
- A市は、環境通信を発行しており、岐阜市は、毎年配布する「ごみ出しのルール」へチラシを同封している。

パトロールの実施

取組自治体：仙台市、相模原市、岐阜市、福岡市、C市

- 市民からの通報によりパトロールを実施し、事業者を発見した場合は、事業内容や回収物品について聞き取りを行う。
- 岐阜市は、空き地などで看板やのぼりを立て集客を図り、廃棄物を回収する「拠点型」業者については、外周確認を実施し、違法の可能性が有る場合等は、立入調査や報告の徴収を行っている。チラシを一定区域のポストに投函し、日時指定で廃棄物を回収する「ポスティング型」業者については、業者が回収を行う場所で定点調査を行っている。
- C市は、職員の外勤時にパトロールを実施している。新規の廃棄物回収拠点を見つけた場合は、立入調査を行う。

事業所への立入調査・指導の実施、定期調査

取組自治体：仙台市、A市、相模原市、岐阜市、B市、福岡市、C市

- 廃棄物該当性を判定するチェックシート等を作成のうえ、当該シートに沿って立入調査等を実施。また、違法の可能性が有る場合などは、資料を渡し説明を行ったり、指導を行っている。
- 無許可の廃棄物回収業者のうち、ポスティング型の業者については、携帯電話番号しかわからない場合が多く、電話による聞き取り調査を行うことが多い。岐阜市では、回収日に現地調査を行い、回収行為を確認次第、行政指導を実施している。
- 拠点型の業者については、通報等の情報提供があったらすぐに現地調査に行き、回収後の流れ等の聞き取りを行っている。
- ヤード業者やスクラップ業者へも定期調査や立入調査を行い実態把握を行うとともに、指導を行っている。

使用済物品等の放置防止に関する条例制定

取組自治体：鳥取県

- 鳥取県は、使用済物品（一度使用された自転車、家電、小型家電等。廃棄物となったものを除く。）の収集・運搬を行う事業者に対して、あらかじめ事業計画等の届出を義務付ける条例を制定した。また、条例では収集・保管行為に基準を設定し、使用済物品等の放置を禁止し、県の調査・指導権限を明確化している。

自治体間での情報共有、事業者の情報収集など

取組自治体：岐阜市、B市、C市

- B市は、自治体間での情報交換の場となる会議を設けている。
- 岐阜市は、インターネットやフリーペーパーの掲載記事から廃棄物回収業者の違法性等の確認を行っている。
- B市は、市民から廃棄物回収業者についての情報提供があった際、当該事業者がホームページを持っているか、住所や外観の確認等をインターネット検索で調べている。